

財産管理基準及び運用方針

(目的)

第1条 本財産管理基準及び運用方針（以下「本ガイドライン」という）は、日本ラグビーフットボール協会の会計処理規程第35条に基づき、資産管理及び運用に関する基本的な方針を定めるものである。

(管理基準・権限)

第2条 この法人の基本財産（日本協会の目的である事業を行うために、使途等に制約を課した資産）、運用財産のうち寄附金であって寄附者の指定あるものは、それぞれ分別して管理する。

2 基本財産は会長が管理する。

会長は、その義務及び権限を理事会で承認された者に委任することができる。

理事会は、会長が委任するものとして他に候補者がいない場合、財務委員会及び事務局を推薦することができる。

(運用方針)

第3条 資産運用は、現金等運用可能な資産（以下「運用対象資産」という。但し、寄附金であって寄附者の指定あるものを除く）につき、第2条によりその資産を管理する権限を有する者がこれを行う。

2 資産運用を行う者は、安全確実かつ効率的な運用方法を選択するものとし、その運用方針につき半期毎に理事会の承認を得なければならない。

3 各運用対象資産は、これを合同して運用することはできない。

4 各運用対象資産は、円貨建にてこれを運用する。

5 短期売買等により相場の変動に基づく利益を得ることを目的とした取引は、これを行わないものとする。

6 外貨建ての資産・負債は、合理的に発生すると見込まれる外貨建ての収入・支出がある場合に限り、当該収入・支出の金額の範囲（または合理的に近い金額）で保有することができる。ただし、この法人の正当な事業の過程で取得する、または負担することとなる資産または負債で、ワールドラグビー、外国の協会または下部組織もしくは所属団体、クラブ等に対するものは、この限りでない。

(運用方法)

第4条 運用対象資産は、現金として保管するほか、以下の金融資産により運用するものとする。

① 預貯金（流動性、定期性預金等）

ただし、預入金融機関はムーディーズによるトリプルBマイナス格相当以上の長期格付けを有する金融機関に限る。

また、運用金額は、預金保険法その他に配慮し、確実に償還されると見込まれる範囲を超えないものとする。

② 有価証券（国債、地方債、金融債及び投資信託等）

ただし、発行体がムーディーズによるシングルA格以上の長期格付けを有するもので、理事会の事前の承認を得たものに限る。

また、運用金額は各運用対象資産の8割を超えないものとし、運用期間は国債は10年を、その他の有価証券は5年を超えないものとする。

2 株式、不動産による運用（株式及び不動産を含む投資信託による運用を含む）は、これを行わない。また、先物取引は、これを行わない。

3 取引金融機関は、格付け金融機関によるトリプルBマイナス格相当以上の長期格付けを有する金融機関に限るものとする。金融機関には証券会社を含み、本邦系・非本邦系の別を問わない。

4 有価証券は、原則、保護預り、振替決済制度または登録形式で保有することとし、止むを得ず現物を保有することとなった場合は、別途定める現金出納関連規定に準じた管理を行うものとする。

(運用管理・報告)

第5条 資産運用を行う者は、以下の義務を負う。

① 資産運用に関する契約書、契約締結に使用する印鑑、署名を事務局長に届け出るとともに、別に定める関連諸規定に従い管理すること。

② 公正な会計慣行を斟酌した記録を作成し、理事会及び事務局長に運用実績を報告する。

③ 四半期に一度以上、格付情報その他信用情報により資産運用の健全性を検査し、理事会、監事及び事務局長に報告する。

有価証券は、その時価が簿価より1割以上下落した場合には、直ちに上記報告を行い、対応を協議しなければならない。

2 事務局長は、資産運用の健全性に疑義があると認めた場合には、直ちに会長及び専務理事に報告しなければならない。会長、専務理事、理事会及び監事は、必要があると認

めた場合には、その取引を停止させることができる。

(監査・検査)

第6条 本ガイドラインの順守及び運用、管理方法に関し、監事による監査に加えて、

外部監査法人又は理事会が委任した者が隨時監査、検査を行うことができる。

2 理事会及び監事は、本ガイドライン遵守の管理につき、それらの委任を受けた者の求めに応じて第1項に定める記録、運用資産の時価情報、当該運用先または発行体等債務者の財務諸表、格付等信用リスクに関する情報等の資料を提出すること。

2002年 4月1日 実施

2013年 4月1日 改正

2014年 10月1日 改正

2015年 7月1日 改正

2017年 7月1日 改正